

実務経験証明書等における実務経験の記載方法、経験年数の  
計算方法及び内容確認方法

建設業の許可の申請（専任技術者の追加等の届出を含む。）において、実務の経験により営業所の専任技術者となろうとする場合には、次の点に留意して実務経験証明書・指導監督的実務経験証明書を作成してください。

1 実務経験の記載方法

- ① 「実務経験の内容」の欄には、従事した建設工事について1行につき1件ずつ、工事件名及び従事した業務内容・役割等を記載してください。
- ② 連続する期間、複数の建設工事に切れ目なく従事していた場合は、1行につき1年を超えない範囲でまとめて記載することができます。この場合、「実務経験の内容」の欄には、その期間の代表的な建設工事について記載し、そのほかの工事については件数のみ記載してください。ただし、建設工事に従事していない月が1月以上ある場合は、その期間を含めることはできません。（10年の実務経験の場合は、少なくとも10行記載する必要があります。）  
※ 指導監督的実務経験証明書（様式第10号）については、従事した複数の建設工事をまとめて記載することはできません（必ず1件ずつ記載してください。）。
- ③ 実務経験の期間は重複しないように記載してください。（実務経験期間が重複している期間について記載したとしても、二重に計算することはできません。）
- ④ 資格試験の合格後にさらに実務の経験が求められる資格区分にあつては、合格後の実務経験を記載してください（合格前の実務経験は算入できません。）。

2 経験年数の計算方法

- ① 経験年数は、月単位で計算し、具体的に建設工事に携わった期間を積み上げ合計して得た期間となります。建設工事の従事期間が1月に満たない場合も、1月の実務経験として計算します。ただし、1月のうちに複数の建設工事に従事していた場合は、それらをまとめて1月と計算します。  
※ 10年の実務経験の場合は、120月分の実務経験の期間を記載する必要があります。
- ② 従事期間が複数の月にわたる場合は、始めの月も含めて計算します。  
【例】工期が4月から同年8月の場合…5月、工期が1月から翌年3月までの場合…15月
- ③ 前の建設工事の従事期間の終期と後の建設工事の従事期間の始期が同月の場合は、その月を二重に計算することはできません。  
【例】A工事に1月から同年6月まで従事し、B工事に同年6月から同年12月まで従事した場合…12月

3 実務経験証明書（様式第9号）の記載内容の確認方法

- ① 証明者が建設業の許可を受けている期間については、証明しようとする期間における許可通知書又は許可証明書を提示してください。
- ② 証明者が建設業の許可を受けていない期間（滅失等により許可通知書等の提示ができない場合を含む。）については、次のとおり確認資料を提示してください。  
ア 確認資料  
被証明者が従事した建設工事の請負契約書、注文書及び注文請書、請求書等  
イ 確認方法  
実務経験証明書に記載した工事について、1年につき1件以上、アの確認資料を提示してください。一つの建設工事に1年を超えて従事した場合には、工事1件ごとにアの確認資料を提示してください。  
※ 申請者が確認資料を提示した建設工事に加え、審査担当者が別の建設工事（まとめて記載された実務経験で、「実務経験の内容」の欄に明記されていないものを含む。）を指定して確認資料を提示するよう求めることがあります。
- ③ 土木一式工事又は建築一式工事に関する実務経験については、記載された建設工事が総合的な企画、指導、調整のもと施工される一式工事に該当するか1件ずつ確認するので、許可の有無にかかわらず実務経験の期

間に算入した全ての建設工事（実務経験証明書に明記していないものを含む。）について②アの確認資料を提示してください。

#### 4 指導監督の実務経験証明書（様式第10号）の記載内容の確認方法

指導監督の実務経験については、「実務経験の内容」の欄に記載した全ての建設工事の請負契約書又は注文書及び注文請書等を提示してください。

#### 5 その他

##### ◎ 実務経験の考え方

「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上の全ての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれませんが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験も含まれます。

##### ◎ 指導監督的な実務経験の考え方

「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

指導監督的な実務経験については、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し、2年以上の指導監督的な実務の経験が必要となります。

※ 昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験及び昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験は、4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験と見なして、当該2年以上の期間に算入することができます。

※ 建設業法第7条第2号イからハまでのいずれかに該当するための期間の全部又は一部が、同法第15条第2号ロに該当するための期間の全部又は一部と重複している場合には、当該重複する期間を同法第7条第2号イからハまでのいずれかに該当するまでの期間として算定すると同時に同法第15条第2号ロに該当するための期間として算定してもかまいません。

##### ◎ 複数の建設業の種類について実務経験により営業所の専任技術者となろうとする場合

実務経験証明書は許可を受けようとする業種ごとに作成してください。

なお、業種間で実務経験の期間が重複しているものにあつては、原則として重複して計算することはできません。ただし、平成28年5月31日までに、とび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験については、平成28年6月1日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算することができます。

##### ◎ 従事するために資格等が求められる工事に係る実務経験

- ・ 電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者として従事した実務の経験に限り経験期間に算入することができます。
- ・ 解体工事については、平成28年5月31日までにとび・土工工事業の許可業者として請け負った経験についても、実務経験の期間に算入することができます。